辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成 26年9月5日(金)午後1時30分から午後3時00分
- 2. 開催場所 役場1階第2会議室
- 3. 出席委員(16 人)

会長 1番 尾坂 壽夫

会長職務代理者 2番 赤羽 則子

委員 3番 三浦 淳

4番 上島 貞章

5番 中村 智子

6番 足助 聰美

7番 下田 節子

8番 野澤 修一

9番 根橋 英男

10番 根橋 鉃雄

11番 竹淵 光雄

12番 宇治 昭三郎

13番 有賀 勝英

14番 宮原 光平

15番 小澤 浩矩

16番 桒澤 幸雄

- 4. 欠席委員(なし)
- 5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する 地目認定について

報告事項(1)専決事項

8月許可決定の4条1件、5条2件については、長野県農業 会議から7月15日付で許可相当の意見答申があったので、 許可指令書を交付した。

(2) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤誠

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

改めまして皆さんこんにちは。ちょっと風邪っぽいっちゃおかしいんですがちょっと 喉がおかしいので声がいつもと違うかと思いますがよろしくお願いいたします。今お話 のあったとおり本当に天候が不順でございます。秋空の空がほしいなという感じでござ います、また農作物に対しても影響が出るんじゃないかと若干心配しているところでご ざいます。今お話がございました8月の2回の大豆の消毒作業、本当に大勢の皆さ んに出ていただきまして本当にスムーズに短時間にできましたことに対しまして、心よ り御礼申し上げます。若干木がちっちゃいような感じがするわけでございますが、しっ かり実がなっているんじゃないかと思います。まずまずの収穫になるんじゃないかなと 期待しているところでございます。8月25日の日に長野県農業会議定例総会が行わ れました。あわせまして長野県農業会議60周年記念事業の式典が松本市で行われ まして、事務局と私いってまいりました。総会におきましては、平成25年度の決算そし て平成26年度の予算について承認されまして、また役員の改選にあたりましては、今 まで長いこと務めました石田会長が退任いたしまして、新しい会長に望月県会議員さ んが、副会長には留任されました長野市の会長さん、小山会長さんでございます。そ れと安曇野市の板花会長さんがそれぞれ選任されましたことを報告いたします。それ から要請文につきましては、先日皆さんからアンケートをもらいまして、農業改革に対 するアンケートでございますが、それらにつきまして一応承認されまして要請するとい うことになったところでございます。また、60周年記念事業におきましては、功労者表 彰等ございました後、俳優の、元俳優って言うんですかね、今もう俳優やってないと思 います、菅原文太氏による講演がございました。若いころは、「仁義なき戦い」とか「トラ ック野郎とかいう我々若いころ観た映画のイメージがあったわけでございますが、歳 が 81 歳になったようでございます。 しゃべるほうもちょっと穏やか過ぎちゃって聞き取 りにくいところもあったわけですが、まぁ一生懸命今農業をやっているということに対し まして苦言を呈したりいろいろ規約が、規制が多すぎるんじゃないかとか、いろいろ言 われたわけでございますが、まぁいろいろと一時間半くらいしゃべったわけでございま

すが、時間を忘れて2度も何ていうんですかイエローカードを出されて、時間ですのでやめてくださいというような状況でありました。そのようなかたちで記念式典をしっかりできましたことをご報告いたします。それから11月の半ばころを予定しております研修会のほうもほぼ、事務局の方もいろいろとやっていただいておりますので、いろんな方向でまた検討していっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まぁ何やかんやと資料も盛りだくさんでございますが、本日のご審議よろしく申し上げまして簡単ではございますがあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

それでは私の方で議事を進行させていただきます。3番の議事録署名委員の指名でございます。9番の根橋英男委員、10番の根橋鉄雄委員、よろしくお願いいたします。

次に4番の議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1~3番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字辰野…番地の A さんが所有いたします、大字辰野字天神原…番地、地目は田、面積 235 ㎡を、大字辰野…の B さんが使用貸借し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。借受人は太陽光発電による電力の売買によって長期的な収益を得るために、申請地を使用貸借し太陽光発電施設を新設したい計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内にありますので、農地法第5条第2項第2号の消極的 2 種農地と指定されますが、位置的代替性がないことからやむをえないと判断いたします。この件につきましては、竹淵委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは現地を確認しました竹淵委員、説明をお願いします。

<11 番竹淵委員>

11番竹淵です。(場所の説明)申請者は所有者のお姉さんですが、所有者の父母が立て続けに亡くなられ、耕作困難となったところを借りて太陽光発電をしたいということです。ほかにも農地はありますが家の隣などで適していないことからこの場所しか

ないということで、隣接の農地の耕作者の方々には了解を得ていますので、問題ない と思われます。ご審議よろしくお願いします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして、太陽光発電ということで、ご意見 ご質問ありましたら。(「なし」の声)許可してもよろしいでしょうか。はい、それでは、この 件につきまして、許可することといたします。次、2番についてお願いします。

<足助事務局次長>

それでは2番です、所有権の移転でございます。

東京都大田区南馬込…丁目…番のAさんが所有いたします、大字伊那富字巾上 …番地、地目は畑、面積347㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得し住宅 を新築するための申請でございます。譲受人は、子供の成長に伴い現在の住宅が手 狭となったため、申請地を取得し住宅を新築、転居したいという計画でございます。農 地法第5条第2項第2号の消極的2種農地と指定されますが、集落に接続しておりま すのでやむをえないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、宮原委員 から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では、上島委員、詳細について説明お願いします。

<4番上島委員>

4番上島が報告いたします。8月4日に依頼がありまして、8月5日に、宮原委員、 竹淵委員、私と、申請者、計4人で現地を確認しました。(場所の説明)ここは、昔宅 地だったところを家を取り壊して畑に戻してあって、そこをまた宅地にするということで す。境については国調済みですし道路は2.6メートルと3.6メートル、上下水道も完 備されており、問題ないと判断し了解しました。以上です。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、これは…の集落の中ですね。この件について、ご意見、 ご質問あります方は。(「異議なし」の声) 異議なしということでございますので、この件 につきましても許可することといたします。 どうもありがとうございます。 次、3番お願い します。

<足助事務局次長>

それでは3番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…番地のAさんが所有いたします、中央…番地、地目は田、面積439㎡を、中央…、にお住まいのBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族でアパートに居住しておりますが、父親が所有する申請地を使用貸借し自己の住宅を新築したいという計画でございます。申請地は第2種住居地域の用途地域内でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、根橋鉄雄委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それではお願いします。

<10 番根橋鉃雄委員>

10番根橋が報告いたします。8月20日に依頼があってその日に宮原委員と確認してまいりました。(場所の説明)お父さんの土地に息子が家を建てるということでございます。境界もはっきりしておりますし、東側南側は5.5メートルの道に面しており、上下水道ももちろん入っております。用途地域内ですので問題ないと判断しました、以上ご審議よろしくお願いします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。この、右側のは水路ですね。はい、この件についていかがでしょうか。(「異議なし」の声)はい、それではこの件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局から説明お願いします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について朗読】

<足助事務局次長>

それでは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりましたのでお願いします。以上です。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご意見等ある方。よろしいですか。それではこのように決定したいと思います。続きまして、議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について、事務局からお願いします。

【議案第3号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目 認定について朗読】

この件につきましては、先月協議事項において地区担当であります小野の小澤委員さんに依頼しましたが、8月5日に小澤委員からすべての筆が地籍調査結果と相違ないということで事務局に報告をいただいております。以上です。

<尾坂会長>

それでは、現地を確認しました小澤委員の方から報告をお願いします。

<15番小澤委員>

15番小澤です。地籍調査の結果と同じかということで見てまいりました。99パーセント相違なかったです。62筆ありました。以上です。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。地籍調査の結果どおりということで、原状回復は難しいということであります。このように地目認定したいと思います。ありがとうございました。 次に、報告事項、事務局お願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、 8月許可決定の4条1件、5条2件につきましては、長野県農業会議から8月12日付け で許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。 また、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件、こちらも議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。(場所について質問あり事務局次長返答した)

<尾坂会長>

はい、報告事項について、よろしいでしょうか、議事は以上でございます。それでは その他、お願いします。

その他

- ○北部三町村農業委員会交流会について(10月6日(月)午後1時30分 南箕輪村、バス12時30分役場発)
- ○第60回長野県農業委員大会について(11月6日(木)午後1時~ 松本市キッセイ文化ホール、公用ワゴン車2台、お昼市内、あとなし)
- ○農地パトロール (荒廃農地の発生・解消状況に関する調査) について 協力者報告書9月19日(金)までに、10月1日(水)説明会
- ○辰野町基本構想の改定について 意見があれば9月19日(金)までに

○その他

研修旅行について

11月18日(火)、19日(水)富岡製糸場ほか、1人34,890円程 味噌づくり大豆について

刈取はソバのあと JA の状況をみて。

仕込み及び準備は11月28日~30日

(これまでの実績をなぜ話し合わないのか、目的は何なのか等の意見。 実績については、味噌づくりが始められた平成20年度の、今から2 期前の委員のときから準備含め3日間で行っていて、改選後の平成 22 年度からも同様に行われてきたが、その間特に意見等出ておらず、現委員になった昨年度において、2 日間にすることおよび午後開催にすることに決定し行ったところ、「大豆が固い」「午前中にしてほしい」「慌しかった」等の意見が出たということである。味噌づくりの目的については当初から、遊休農地解消・食文化の見直し・親子で楽しめるということで、この事業を実施するかしないかを平成25年度4月・5月総会および平成25年5月1日の役員会にて話し済み。)

農地パトロールについて、制度が変わっているか、協力者が必要か質問 制度については、県から要綱がまだ来ていない。 協力者は、いなくてもできるならそれでもいい。

○次回委員会開催日 10月6日(月)午前10時00分~

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

	平成	年	月	日	
会	長				印
議事録署名人					印
議事録	署名人				印